

概要版

くるめ 子ども・子育て プラン

〔久留米市次世代育成支援行動計画〕



子どもの笑顔が
あふれるまちづくり

久留米市 子育て支援部 子ども育成課

〒830-8520 久留米市城南町15-3
電話:0942(30)9227/FAX:0942(30)9718
ホームページアドレス
<http://www.city.kurume.fukuoka.jp>

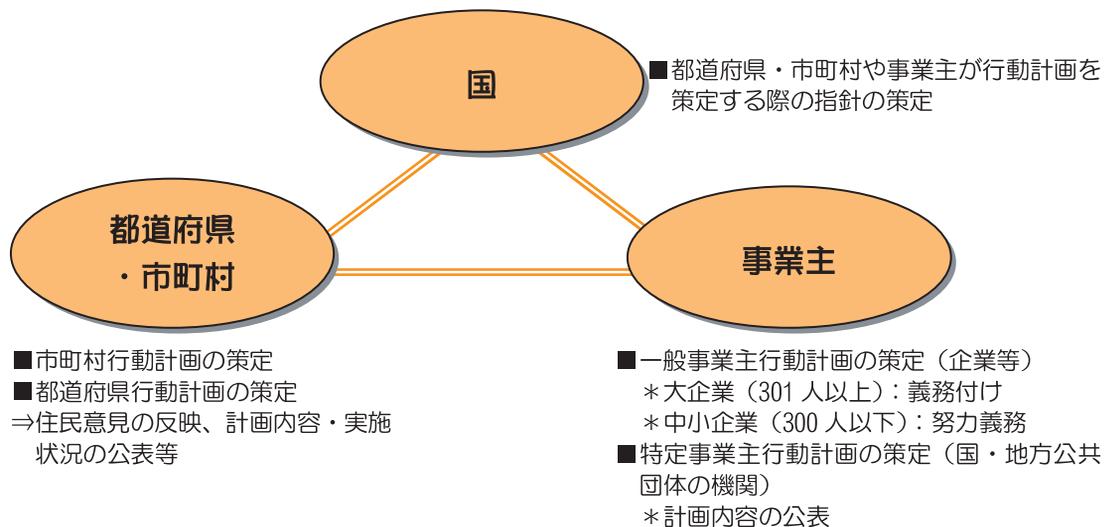
計画策定にあたって

計画策定の背景

平成 14 年 1 月に公表された「日本の将来推計人口」によると、これまで少子化の主な原因とされていた「晩婚化」「未婚化」に加えて、新たに「夫婦の出生力そのものの低下（夫婦の間に生まれる子どもの数が少なくなっているという現象）」が認められ、今後、少子化が一層進行する見通しとなっています。このような少子化の進行や、子どもや子育てを取り巻く環境の変化を踏まえて、平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」（以下「推進法」という。）が制定されました。この計画は、推進法に基づく市町村行動計画として策定したものです。

【「次世代育成支援対策推進法」とは・・・】

- 次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会づくりを迅速かつ重点的に進めるため、都道府県や市町村、一般事業主（常時雇用する労働者が301人以上の企業）、特定事業主（国・都道府県・市町村の機関）に次世代育成支援対策に関する行動計画の策定を義務付けることなどを定めた法律です。
- 推進法は、平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 年間の時限立法であり、この間に、国、都道府県・市町村、企業が協力して、集中的・計画的に次世代育成支援対策に取り組みます。



計画の期間

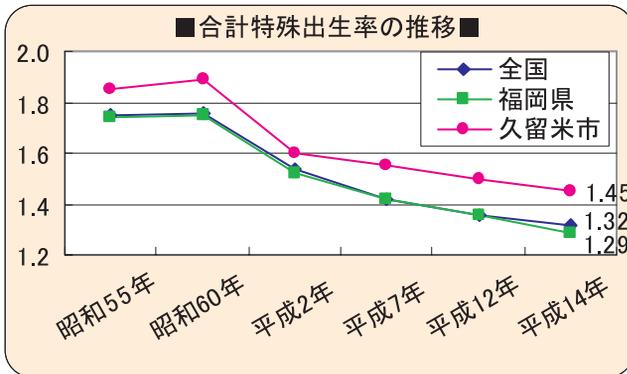
この計画の期間は、平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 ヶ年間です（前期計画）。次回は平成 21 年度までに計画の見直しを行い、平成 22 年度から平成 26 年度までの計画を策定します（後期計画）。

計画の対象

この計画は、概ね 18 歳未満のすべての子どもとその家庭、それに関わる地域、企業、行政などを対象とします。

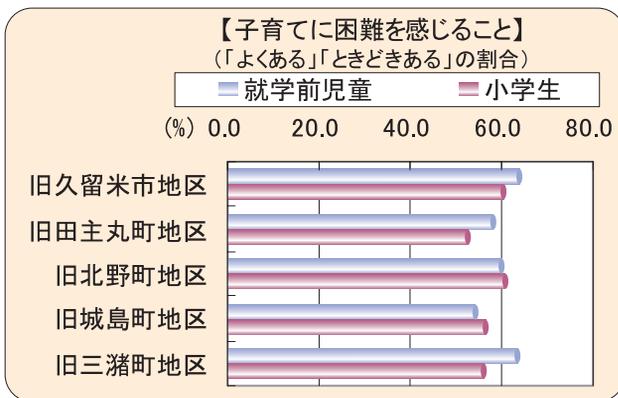
子どもや子育てを取り巻く現状

少子化が進行しています



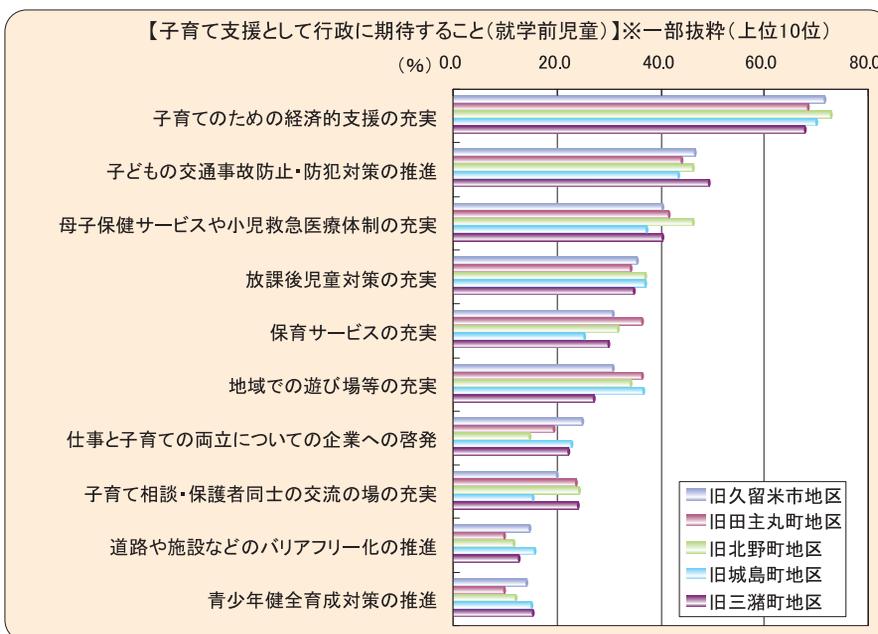
一人の女性が一生のうちに産む子どもの平均数である「合計特殊出生率」は低下し続けており、少子化が一層進行しています。

多くの保護者が子育てに不安や悩みを感じています



多くの保護者は、子育てに喜びを感じていますが、その一方で、子育てに困難を感じたり、自信が持てなかったりすることも少なくありません。

子育て支援のニーズも多様化しています



子育て支援として保護者が行政に期待することも多様化しており、様々な支援が求められています。

計画の基本的な考え方

この計画全体が目指すべき方向性として基本理念を定め、基本理念を実現するにあたり留意すべき4つの基本的視点を決めました。また、基本理念・基本的視点に基づき、具体的な施策を推進するため、4つの基本目標を決めました。

基本理念

子どもの笑顔があふれるまちづくり

子どもは未来の社会を担う要であり、様々な可能性や能力を秘めています。これらの力を存分に発揮するためには、保護者や地域の人々の笑顔に包まれて、豊かな子ども時代を過ごし、いきいきと健やかに育つことが大切です。

そこで、久留米市が、子どものいきいきと明るい笑顔、子育ての喜びに満ちあふれた家族の笑顔、それらにやさしく手を差しのべる地域の笑顔、そんな笑顔に包まれたまちとなるように、「子どもの笑顔があふれるまちづくり」をこの計画の基本理念とします。

基本的視点

- 1 子どもの幸せを最優先する
- 2 次世代を育む親となるための支援に取り組む
- 3 すべての子ども・子育て家庭を社会全体で支える
- 4 地域特性を尊重した子育て支援を進める

基本目標

- 1 安心して子育てできる環境づくり
- 2 子どもが健やかに育つ環境づくり
- 3 子どもの生きる力を育む環境づくり
- 4 子育て・子育てにやさしい環境づくり

※ 基本目標ごとに、「基本施策」、「施策の方向」を定め、それらを推進するための「具体的施策」を設定しました。

計画の体系

基本
理念

基本
目標

基本
施策

施策の
方向

子どもの笑顔があふれるまちづくり

1
安心して子育てできる
環境づくり

(1) 保育サービス等の充実

- ①保育サービスの充実
- ②子育て支援サービスの充実

(2) 子育て不安の軽減と児童虐待防止対策の推進

- ①子育てに関する情報提供・相談体制の充実
- ②家庭教育への支援の充実
- ③児童虐待防止対策の推進

(3) 地域で子育てを支える活動の促進

- ①保護者同士の交流の促進
- ②地域の子育て支援活動の促進

(4) きめ細かな配慮を必要とする子育て家庭への支援

- ①ひとり親家庭の自立支援の促進
- ②障害のある子どもと保護者への支援

(5) 子育てと仕事の両立の推進

- ①子育てと仕事の両立に関する広報・啓発の推進
- ②子育てと仕事の両立支援

(6) 子育てに関わる経済的負担の軽減

- ①各種手当等の支給
- ②保育料・教育費の負担軽減

2
子どもが健やかに育つ環境づくり

(1) 親子の健康づくり支援

- ①妊娠・出産に対する支援の充実
- ②乳幼児の健康づくり支援の充実

(2) 思春期の健康づくり支援

- ①健康教育の充実
- ②心身の健康づくりに関する相談・支援の充実

(3) 小児医療の充実

- ①小児医療体制の充実

3
子どもの生きる力を育む環境づくり

(1) 次世代を育む親となるための支援

- ①男女がともに関わる子育てなどの推進
- ②子育て体験の充実

(2) 教育環境の充実

- ①幼児教育の充実
- ②学校教育の充実
- ③不登校などに関する相談・支援の充実

(3) 児童健全育成対策の充実

- ①子どもの居場所づくりの推進
- ②多様な体験活動の充実
- ③いじめ・非行などの問題行動への対策の強化

4
子育て・子育てにやさしい環境づくり

(1) 子育てに配慮した生活環境の整備

- ①子育てにやさしい住環境の整備
- ②安心・安全な道路・交通環境の整備
- ③安心・安全に外出できる環境の整備

(2) 子どもの安全確保

- ①交通安全対策の充実
- ②防犯対策の充実

計画の内容

※数値目標等については、特に明示がない限り、「現状（平成16年度）」⇒「目標（平成21年度）」を表す。

基本目標1

安心して子育てできる環境づくり

(1) 保育サービス等の充実

① 保育サービスの充実

《主な具体的施策》

- 通常保育事業の充実
【受入可能数】6800人/日⇒6900人/日
- 延長保育事業の充実 ※目標は一部抜粋
【18時～18時30分 受入可能数、実施か所数】
1274人/日（45か所）⇒1400人/日（52か所）※この時間帯はすべてが延長保育ではない
- 休日保育事業の充実
【受入可能数、実施か所数】
50人/日（3か所）⇒60人/日（4か所）
- 放課後児童健全育成事業（学童保育事業）の充実
【受入可能数、実施か所数】
2271人/日（41か所）⇒2500人/日（46か所）
- 認可保育所における保育サービス等に関する第三者評価制度の推進

② 子育て支援サービスの充実

《主な具体的施策》

- 乳幼児健康支援一時預かり事業（病児保育事業）の充実
【受入可能数、実施か所数】
6人/日（1か所）⇒20人/日（2か所）
- 一時保育事業の充実
【受入可能数、実施か所数】
203人/日（23か所）⇒213人/日（24か所）
- 特定保育事業の推進
【受入可能数、実施か所数】
（未実施）⇒24人/日（24か所）
- 子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）の実施
【受入可能数、実施か所数】
5人/日（1か所）⇒継続する
- 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）の充実
【受入可能数、実施か所数】
10人/日（2か所）⇒10人/日（3か所）
- ファミリーサポートセンター事業の推進
【実施か所数（本部の設置か所数）】
（未実施）⇒1か所
- エンゼル支援訪問事業（エンゼル応援隊・訪問支援）の実施
【年間延べ派遣回数】197回（見込）⇒820回

(2) 子育て不安の軽減と児童虐待防止対策の推進

①子育てに関する情報提供・相談体制の充実

《主な具体的施策》

- 地域子育て支援センター事業の充実
【実施か所数】6か所⇒10か所
- 保育所の地域開放
- 子育て関連情報誌の発行・子育て支援ホームページによる情報提供
- 子育て支援総合コーディネーターの配置

②家庭教育への支援の充実

《主な具体的施策》

- 各種子育て教室の開催
- ブックスタート事業の実施

③児童虐待防止対策の推進

《主な具体的施策》

- 児童虐待防止ネットワークの構築
【取り組み年度】平成17年度から取り組む
- 児童虐待防止に関する啓発



(3) 地域で子育てを支える活動の促進

①保護者同士の交流の促進

《主な具体的施策》

- つどいの広場事業の推進
【実施か所数】1か所⇒8か所
- 子育てサークルの育成・支援

②地域の子育て支援活動の促進

《主な具体的施策》

- 地域子育て支援組織づくり
【組織数】13か所⇒31か所
- 子育て支援ボランティアの育成・支援

(4) きめ細かな配慮を必要とする子育て家庭への支援

①ひとり親家庭の自立支援の推進

《主な具体的施策》

- 母子・父子家庭等の相談の実施
- 母子家庭への就労支援
- 母子生活支援施設の運営
- 単身家庭家事援助の実施

②障害のある子どもと保護者への支援

《主な具体的施策》

- 障害児に対する一貫した支援の推進
- 発達支援事業の推進
- 通級指導教室の設置
- LD(学習障害)やADHD(注意欠陥・多動性障害)等への対応

(5) 子育てと仕事の両立の推進

①子育てと仕事の両立に関する広報・啓発の推進

《主な具体的施策》

- 子育てと仕事の両立に関する広報・啓発
【育児休業制度導入事業所率(市内の10人以上の常用労働者雇用事業所)】67.4%⇒増やす
- 仕事と家庭の両立支援モデル事業所の表彰

②子育てと仕事の両立支援

《主な具体的施策》

- 再就職支援のための啓発講座の実施
- 就業支援等に関する各種講座の実施

(6) 子育てに関わる経済的負担の軽減

①各種手当等の支給

《主な具体的施策》

- 児童手当の支給
- 乳幼児医療費の助成

②保育料・教育費の負担軽減

《主な具体的施策》

- 保育料の軽減
- 幼稚園就園奨励費の支給
- 各種奨学金の支給

基本目標2

子どもが健やかに育つ環境づくり

(1) 親子の健康づくり支援

①妊娠・出産に対する支援の充実

《主な具体的施策》

- 妊婦健康診査の実施
【受診率】94.5%⇒増やす
- 妊産婦・新生児訪問指導の実施
- 妊娠・出産に関する各種相談の実施、各種教室の開催

②乳幼児の健康づくり支援の充実

《主な具体的施策》

- 乳幼児健康診査の実施
【受診率】1歳6か月児健診 87.1%⇒増やす
3歳児健診 85.8%⇒増やす
- 乳幼児歯科保健事業の推進
【むし歯がない幼児の割合】57.9%⇒増やす
- 乳幼児訪問指導の実施
- 乳幼児の食育の推進

(2) 思春期の健康づくり支援

①健康教育の充実

《主な具体的施策》

- 児童生徒の食育の推進
【実施校区数】12校区⇒23校区
- 思春期に関する情報提供
- 薬物乱用防止に関する啓発

②心身の健康づくりに関する相談・支援の充実

《主な具体的施策》

- 小学校スクールカウンセラー活用事業の充実
【配置校数】8校⇒増やす
- 中学校スクールカウンセラー活用事業の充実
【配置校数】16校⇒17校

(3) 小児医療の充実

①小児医療体制の充実

《主な具体的施策》

- 在宅当番医制運営事業の実施
- 病院群輪番制病院運営補助事業の実施
- 小児救急医療体制の整備



子どもの生きる力を育む環境づくり

(1) 次世代を育む親となるための支援

①男女がともに関わる子育てなどの推進

《主な具体的施策》

- 学校教育における男女共同参画教育の推進
- 男女がともに関わる子育ての啓発等の実施

②子育て体験の充実

《主な具体的施策》

- 乳幼児ふれあい体験事業の推進
- 乳幼児との交流受け入れの促進

(2) 教育環境の充実

①幼児教育の充実

《主な具体的施策》

- 幼児教育の研究・啓発
- 幼保小合同研修の実施

②学校教育の充実

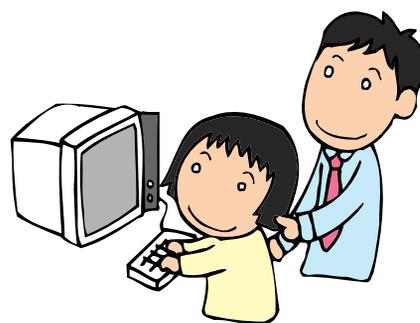
《主な具体的施策》

- 特色ある学校づくり（21 生き生きスクール事業等）の推進
【実施校数】小学校 46 校⇒継続する
中学校 17 校⇒継続する
- 学校施設の整備充実
- 学校評議員制度の活用
- 情報教育、道徳教育、人権教育等の推進
- 少人数授業の実施

③不登校などに関する相談・支援の充実

《主な具体的施策》

- ひきこもり等に対する対策の推進
【実施年度】平成 18 年度に実施
- 不登校児童対策事業の実施
- ヤングアドバイザー事業の実施



(3) 児童健全育成対策の充実

①子どもの居場所づくりの推進

《主な具体的施策》

- 青少年の居場所づくりの推進
- 地域子ども育成事業の推進
- 地域の遊び場の整備

②多様な体験活動の充実

《主な具体的施策》

- 青少年学校外活動支援事業（校区チャレンジ子ども土曜塾など）の実施
【実施か所数】37 か所⇒継続する
- 総合型地域スポーツクラブの設立推進
【実施か所数】4 か所⇒7 か所
- 青少年体験事業（よか余暇たのしか塾や土曜塾など）の実施
- 通学合宿、少年の翼事業等の実施
- 指導ボランティアの育成

③いじめ・非行などの問題行動への対策の強化

《主な具体的施策》

- 街頭巡回指導の実施
- 青少年育成ネットワークの強化
- シンナー等薬物乱用防止対策の推進
- 薬物依存に関する相談の充実
- 問題を抱える少年の居場所づくり事業の実施



基本目標4

子育て・子育てにやさしい環境づくり

(1) 子育てに配慮した生活環境の整備

①子育てにやさしい住環境の整備

《主な具体的施策》

- 公園・広場等の整備
- 市営住宅等建替事業、リフォーム事業の推進

②安心・安全な道路・交通環境の整備

《主な具体的施策》

- 交通安全施設の整備
- 「福祉のまちづくり」の推進

③安心・安全に外出できる環境の整備

《主な具体的施策》

- バリアフリー促進事業
【既存建築物の改善か所数】
2か所（平成15年度）⇒12か所
- 子ども連れの利用に配慮した施設の整備
- 子育て中の保護者等に対するバリアフリー関連情報の提供



(2) 子どもの安全確保

①交通安全対策の充実

《主な具体的施策》

- 交通安全教育の推進
- 交通安全指導員等の人材育成

②防犯対策の充実

《主な具体的施策》

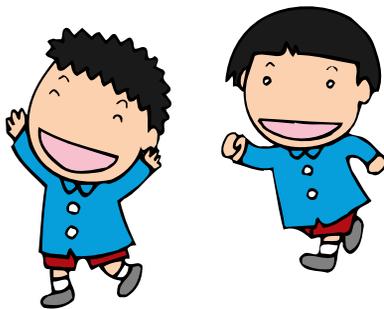
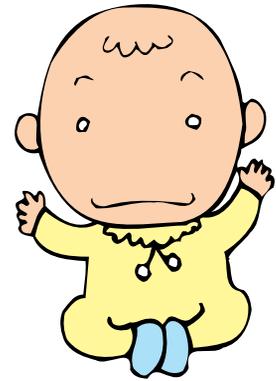
- 子どもの安全等を見守るサポーター制度創設
【実施年度】平成17年度に実施
- 地域防犯活動の推進
【地域における子どもを対象としたパトロール隊の設置校区数】8校区⇒23校区
- 防犯教育の推進
- 防犯情報ネットワークの実施

計画の推進

計画推進の方策

●関係団体等との連携●

家庭をはじめ、地域、企業、その他の関係団体などとの連携・協働により取り組んでいきます。



●推進体制の確立●

計画の推進体制として、庁内に「計画推進委員会（仮称）」、庁外に「計画推進協議会（仮称）」を設け、進捗状況の整理や点検・評価等を行います。

●計画内容や進捗状況の周知●

計画の内容や進捗状況などの情報を公開し、広く市民に周知します。あわせて、これらに対する市民意見の聴取に努め、計画の推進や次期計画見直しなどに適宜反映していきます。



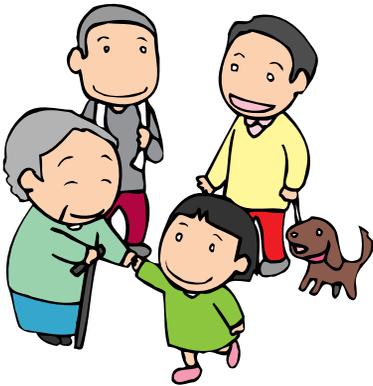
●社会経済情勢等に対応した計画の推進●

子どもや子育て家庭を取り巻く環境、社会・経済情勢、国の政策動向などに的確かつ柔軟に対応しながら、着実な推進に努めます。

計画推進のための各主体の役割

●家庭の役割●

- ★ 男女がともに協力して子育てに関わり、子育ての喜びや責任を分かち合しましょう。
- ★ 家庭は子どもの教育の出発点です。幼少期から、規則正しい生活習慣や、挨拶等の社会のマナー、物事の善悪の判断等の基本的な倫理観を身につけさせましょう。



●地域（市民や地域団体等）の役割●

- ★ 市民一人ひとりが子育てに対する理解と関心を深め、子育て支援や子どもの健全育成に協力し、子どもや子育て家庭を支えましょう。
- ★ 民生委員・児童委員、主任児童委員や、ボランティア・NPOなどの地域の関係団体は、子育てや子どもの健全育成活動を推進しましょう。

●企業の役割●

- ★ 職場優先の企業風土を見直し、子育てと仕事の両立に理解ある職場づくりに努めましょう。
- ★ 男女とも多様な働き方の選択ができ、子育てと仕事の両立が可能となる雇用環境の整備に努めましょう。



●行政の役割●

- ★ 行動計画に基づき、市民ニーズに即した次世代育成支援対策を総合的かつ計画的に展開します。
- ★ 家庭や地域、企業等に対して、次世代育成支援の重要性を啓発し、理解・協力を求め、これらの各主体と連携・協働して、次世代育成支援対策を推進します。